

久安六年正月廿二日、

作者大内
記長光

上卿内大臣 中務輔丞不參、仍召外記師直賜之、略下

〔百練抄六七條〕仁安二年十一月十八日、從三位平盛子、故攝政(藤原基實)北政所、前太政大臣(平清盛)女、被下准三后勅書、

〔公卿補任六條〕散位 前太政大臣從一位平清盛 仁安二年五月十七日、上表辭太政大臣并兵仗、

八月十日、賜官符以播磨國印南野、肥前國杵嶋郡、肥後國御代郡南郷、土比郷等、爲大功田傳子孫、

〔平家物語四〕いつくしむ御幸の事

治承四年二月廿一日、主上高ことなる御つゝ、がもわたらせ給はざりしをおしおろし奉りて、

略中東宮德安 せんそ有しかば、入道清盛相國夫婦共に外祖父外祖母とて、准三ぐらのせんじを

かうむり、年官年爵を賜はりて、上日の者を召つかひ、ゑかき花つけたる者共出入て、ひとへに院

宮のごとくにてぞ有ける、出家の人の准三后のせんじをかうぶる事は、ほうごう院の大入道殿

かね家公の外は、是ははじめとぞ承はる、

〔百練抄四十四條〕貞永元年十二月廿七日壬寅、前關白藤原道家北政所有准三宮、

聽著直衣

〔禁秘御抄中〕聽直衣事

聽入立之人、定聽直衣、其外侍讀聽之、不然人不聽之、可然人少々聽之也、略中崇徳御時、實隆通季實

行實能一時聽之、准之高倉院御時、時忠候帳臺御共、世人嘲之、略下

〔禁秘御抄階梯中〕按四人實隆通季共閑院公實卿男、崇徳院御外舅、略中按時忠者高倉院御外

舅也、以御外舅名准實隆卿已下供奉例、時忠卿候御共、但實隆卿以下者公達也、於時忠卿者諸大

夫也、仍不足准據、世人嘲之乎、

〔續世繼二春のしらべ〕仁和寺の女院門院の御はらの一御子は、位おりさせ給て新院崇ときこ

えさせ給しのちに、さぬきにはおはしまし、かば、さぬきのみかどとこそ聞えさせ給らぬ、御